2.6　保険付郵便物につき、内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記がされている場合
2.7　差出人が郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に調査請求を行わなかった場合
2.8　捕虜又は抑留された文民が発受する小包である場合
2.9　差出人が、賠償金を受け取る目的で不正な意図をもって行動した疑いがある場合

3　加盟国及び指定された事業体は、税関への申告の内容（形式のいかんを問わない。）について、及び税関検査に付される郵便物の検査の際に税関の行った決定について、いかなる責任も負わない。

第二十三条　差出人の責任

1　郵便物の差出人は、運送を認められない物品の差出しにより、又は郵便物の引受条件を遵守しなかったことにより、郵便の取扱者が被った身体の傷害並びに他の郵便物及び郵便設備に与えたすべての損害について責任を負う。

2　差出人は、他の郵便物に損害を与えた場合には、損傷した郵便物に対し指定された事業体が負う責任の限度まで責任を負う。

3　差出人は、差出局が1に規定する傷害及び損害をもたらした郵便物を引き受けた場合においても、責任を負う。

4　差出人は、郵便物の引受条件を遵守していた場合には、その引受け後の郵便物の取扱いにおいて指定された事業体又は運送事業者に過失又は怠慢があったときに限り、責任を負わない。

第二十四条　賠償金の支払

1　賠償金の支払並びに料金及び課金の還付の義務は、差出側の指定された事業体又は場合により名あて側の指定された事業体が負う。この場合において、責任を負う指定された事業体に対する求償権は、害されない。

2　差出人は賠償金を請求する権利を受取人のために放棄することができるものとし、受取人は自己の権利を差出人のために放棄することができる。差出人又は受取人は、自国の法令上認められる場合には、第三者に対し賠償金の受取を認めることができる。

第二十五条　差出人又は受取人からの賠償金の回収

1　亡失したものと認められた書留郵便物、小包又は保険付郵便物（このような郵便物の内容品の一部を含む。）が賠償金の支払の後に発見された場合には、差出人又は場合により受取人に対し、当該郵便物は三箇月間保管され、支払われた賠償金の返付と引換えに当該郵便物を受け取ることができる旨を通知し、同時に、当該郵便物を交付すべき者について照会する。差出人が受取を拒絶し、又は所定の期間内に回答を行わなかった場合にあっては受取人に対し、受取人が受取を拒絶し、又は所定の期間内に回答を行わなかった場合にあっては差出人に対して同様の措置をとる。この場合において、回答のための期間は、同一とする。

2　差出人及び受取人が、郵便物を受け取ることを放棄した場合又は1に定める期間内に回答を行わなかった場合には、当該郵便物は、損害を負担した一の指定された事業体又は適当な場合には二以上の指定された事業体の所有に帰する。

3　保険付郵便物が賠償金の支払の後に発見され、かつ、その内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価額のものであると認定された場合には、差出人又は場合により受取人は、当該保険付郵便物の交付を受けることと引換えに当該支払われた賠償金を返付する。ただし、このことにより保険金額の詐欺表記に対する措置をとることが妨げられるものではない。

第三章　通常郵便に関する特別規定

第二十六条　外国における通常郵便物の差出し

1　いずれの指定された事業体も、自己の属する加盟国の領域内に居住する差出人が外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるために当該外国において差し出し、又は差し出させる通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。

2　1の規定は、差出人の居住国において準備された後に国境を越えて搬出された通常郵便物又は外国において作成された通常郵便物のいずれについても、区別なく適用する。

3　名あて側の指定された事業体は、差出人に対し又は差出人から徴収することができない場合には差出側の指定された事業体に対し、内国料金の支払を請求する権利を有する。名あて側の指定された事業体が定めた期間内に、差出人及び差出側の指定された事業体のいずれもがこの内国料金の支払を承諾しない場合には、名あて側の指定された事業体は、1及び2に規定する通常郵便物を、差出側の指定された事業体に返送し（この場合において当該名あて側の指定された事業体は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。）、又は自国の法令に従って取り扱うことができる。

4　いずれの指定された事業体も、差出人が居住国以外の国において多量に差し出し、又は差し出させる通常郵便物について受領する到着料の額が、当該通常郵便物が差出人の居住国において差し出された場合に受領したであろう額を下回るときは、当該通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。名あて側の指定された事業体は、その負担する費用に相当する報酬を差出側の指定された事業体に請求する権利を有する。この場合において、この報酬は、場合に応じて、同様の郵便物に適用される内国料金の八十パーセントの額又は第二十八条3から7まで若しくは第二十九条7に定める料率のいずれか高い方を超えてはならない。名あて側の指定された事業体が定めた期間内に、差出側の指定された事業体が請求された報酬の支払を承諾しない場合には、名あて側の指定された事業体は、当該通常郵便物を、差出側の指定された事業体に返送し（この場合において当該名あて側の指定された事業体は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。）、又は自国の法令に従って取り扱うことができる。

第三部　補償金

第一章　通常郵便に関する特別規定

第二十七条　到着料についての総則

1　この条約の施行規則に定める免除の規定が適用される場合を除くほか、他のいずれかの指定された事業体から通常郵便物を受領した指定された事業体は、受領した国際郵便物に係る費用に対する補償金を差出側の指定された事業体から受け取る権利を有する。

2　国及び地域は、その指定された事業体による到着料に関する規定の適用のため、大会議の決議C一八／二〇〇八により大会議が作成した表に従い、次のように分類される。

2.1　二千十年より前に目標制度に参加した国及び地域
2.2　二千十年及び二千十二年の時点において目標制度に参加する国及び地域（新たに目標制度に参加する国）
2.3　移行制度に参加している国及び地域

3　到着料の支払に関するこの条約の規定は、移行期間の満了の時に各国ごとの固有の要素を考慮した補償方式に移行する上での暫定的な措置について定めるものである。